

第3回芳賀町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和8年3月23日（月） 午後2時00分
2. 開催場所 芳賀町役場 3階 中会議室
3. 出席委員

	農 業 委 員	農 地 利 用 最 適 化 推 進 委 員	
1 番	小林 広美	金田 正	岡田 毅
2 番	大根田 源一	岩崎 進	荒井 昭雄
3 番	酒井 和夫	手塚 孝夫	阿久津 正好
4 番	黒崎 浩	直井 純一	
5 番	黒崎 陽子	小林 康男	
6 番	綱川 祥史	酒井 紀之	
7 番	岩村 隆	大林 厚雄	
8 番	小林 芳晴	鈴木 省一	
9 番	阿久津 信市	菊地 方敏	
10 番	小林 峰子		
11 番	黒崎 俊行		
4. 欠席農業委員 0人
5. 出席農業委員会事務局職員

事務局長	大塚 英樹
事務局係長	中澤 美智子
主任主査	大岡 久美子
主事	坂本 汐里
公社係長	水沼 和子
農政課長補佐兼農業振興係長	森山 陽市
6. 議事日程

議案第9号	農地の所有権移転許可申請に対する許可可否について
議案第10号	農地の転用許可申請に対する意見決定について
議案第11号	非農地証明願に対する証明の可否について
議案第12号	非農地証明願に対する証明の可否について
議案第13号	農用地利用集積等促進計画作成の要請について
議案第14号	地域計画の変更に対する意見決定について
議案第15号	最適化活動の目標の設定等について
報告第3号	農地法第18条の解約通知について

令和8年第3回農業委員会 総会

○開会	
議長	<p>ただ今から、令和8年第3回芳賀町農業委員会総会を開会いたします。 ただ今の出席委員は11人です。 定足数に達していますので、ただちに本日の会議を開きます。 議事録署名委員の指名を行います。本総会の議事録署名委員は、3番 酒井 和夫委員、4番 黒崎 浩委員を指名したいと思いますが、よろしいでしょうか。</p>
委員	(異議なしの声あり)
議長	異議がないようですので、議事録署名委員は、両委員に決定いたしました。
○議案第9号	
議長	それでは、ただ今から、議案第9号「農地の所有権移転許可申請に対する許可可否について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
事務局	<p>議案第9号「農地の所有権移転許可申請に対する許可可否について」 次のとおり農地法第3条の規定に基づく農地の所有権移転許可申請があったので、その許可可否について審議するものとする。</p> <p>【議案第9号 所有権移転許可申請 5番、6番について説明】</p>
議長	<p>以上で事務局の説明を終わります。 続いて担当地区委員及び推進委員の意見を求めます。 5番について、西高橋地区 阿久津 正好推進委員お願いします。</p>
西高橋・打越新田地区推進委員	<p>はい、西高橋地区の阿久津です。議案第9号、5番について説明いたします。付属資料は1ページから5ページになります。 譲渡人の■さんは現在農業をしておらず、親族と暮らすため、農地と宅地を譲り渡すということです。譲受人の■さんは、先ほど事務局から説明があったとおり、現在農業大学校に通っておられ、いちご栽培の就農を考えています。いちごを栽培するにあたり、ハウスの管理や収穫のために、農地の近くに住まいを持つことが条件であるため、■さんの田畑と隣接する宅地を含めて譲り受けるということです。資料にあるように営農計画書も出ていることから、特に問題はない案件だと思いますので、皆さまの慎重なる審議をよろしく願いいたします。以上です。</p>
議長	<p>こちらの地区の担当委員は私ですので、私から意見を述べさせていただきます。 阿久津推進委員の言われたとおりであり、■さんはひとり暮らしで、■に住む娘さんの所に引っ越すということで、田畑および宅地の売却を考えていたところ、■さんが新規就農したいということで土地を探しておりまして、今回の申請に至ったものでございます。何ら問題ないと思いますので、皆さまの慎重なる審議をよろしく願いいたします。</p>
議長	6番について、与能地区 直井 純一推進委員お願いします。
与能地区推進委員	<p>はい、与能地区推進委員の直井です。議案第9号、6番についてご説明申し上げます。 今まで、2名の方に賃貸をしておりましたが、売り払いたいということで売買を持ちかけたところ、2名とも買ってまではということ断られたということでございます。そのため仲介業者に委ねたところ、この■に譲り渡されるということで致し方ない案件かなと思います。皆さまの慎重なるご審議よろしく願いいたします。</p>
議長	2番 大根田 源一委員、他に意見があればお願いします。
2番委員	<p>はい、2番の大根田です。6番につきまして、ただ今の直井推進委員さんからのご説明のとおりでございます。何の問題もないと思われま。皆さまの公正なるご審議のほどよろしく願いします。</p>
議長	以上で担当地区委員及び推進委員の意見を終わります。次に質疑に入ります。質疑はありませんか。

委員 (質疑なし)

議長 質疑がないようですので、質疑を終わります。
続いて採決に入ります。
議案第9号について、原案のとおり許可することに賛成の委員は起立願います。

委員 (全員起立)

議長 起立全員であります。よって、議案第9号は許可することで決定しました。

○議案第10号

議長 続きまして、議案第10号「農地の転用許可申請に対する意見決定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第10号「農地の転用許可申請に対する意見決定について」
次のとおり農地法第5条の規定に基づく農地の転用許可申請があったので、その意見決定について審議するものとする。

【議案第10号 転用許可申請 1番について説明】

議長 以上で事務局の説明を終わります。
続いて担当地区委員及び推進委員の意見を求めます。
1番について、下延生地区 手塚 孝夫推進委員願います。

下延生地区
推進委員 はい、下延生地区推進委員の手塚孝夫です。議案第10号、1番についてご説明申し上げます。付属資料の8ページから14ページをご覧ください。
この案件は、1月の総会で審議していただいた用途区分変更が完了したということで、改めて是正のための転用申請があったものです。■さんは昭和54年ごろ、自宅に隣接する畑にトラクターや乾燥機などを保管するための納屋を建設しましたが、当時転用許可を取っていなかったことが判明しました。しかし、今後も継続して使用していきたいということで転用申請があり、始末書も提出されています。経営主は■さんですが、現在4.5ヘクタールを経営しており、今後の農業経営に必要な施設ということですので、致し方ない案件だと思われれます。皆さまの慎重なるご審議のほどよろしく願います。

議長 2番 大根田 源一委員、他に意見があれば願います。

2番委員 はい、2番の大根田です。手塚推進委員の説明のとおりでございます。何の問題もないと思いますが、皆さまの公正なるご審議よろしく願います。

議長 以上で担当地区委員及び推進委員の意見を終わります。
次に、質疑に入ります。質疑はありますか。

委員 (質疑なし)

議長 質疑がないようなので、質疑を終わります。
続いて採決に入ります。
議案第10号について、許可相当との意見を付すことに賛成の委員は起立願います。

委員 (全員起立)

議長 起立全員であります。よって、議案第10号は許可相当との意見を付すことで決定しました。

○議案第11号

議長 続きまして、議案第11号「非農地証明願に対する証明の可否について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局	<p>議案第11号「非農地証明願に対する証明の可否について」 次のおり農地法の適用を受けないことの証明願があったので、その証明の可否について審議するものとする。</p> <p>【議案第11号 非農地証明願 3番について説明】</p>
議長	<p>以上で事務局の説明を終わります。 続いて担当地区委員及び推進委員の意見を求めます。 3番について、西高橋地区 阿久津 正好推進委員お願いします。</p>
西高橋・ 打越新田地区 推進委員	<p>はい、西高橋地区推進委員の阿久津です。議案第11号、3番についてご説明申し上げます。付属資料の15ページから21ページをご覧ください。 この案件につきましては、昭和42年に倉庫を建てて以来、資材や重機などの保管場所として使用されていたところであり、平成15年に非農地証明が出されていたのですが、地目の変更がなされていなかったということで、改めて非農地証明願が出されています。致し方ないと思いますが、皆さまの慎重なるご審議をお願いいたします。以上です。</p>
議長	<p>こちらの地区の担当委員は私ですので、私から意見を述べさせていただきます。 ただ今、阿久津推進委員の言われたとおりであり、50年以上宅地として利用しており、致し方ないと思われませんが、皆さまの慎重なる審議をよろしくお願いします。</p>
議長	<p>以上で担当地区委員及び推進委員の意見を終わります。 続いて質疑に入ります。質疑はありませんか。</p>
3番委員	<p>はい。</p>
議長	<p>3番、酒井委員。</p>
3番委員	<p>3番、酒井です。これは一度、非農地証明願が出るわけですね。何か有効期限というのものがあのですか。また再発行はどういう理由でしょうか。</p>
議長	<p>事務局、お願いします。</p>
事務局	<p>はい、事務局です。ただ今の酒井委員からのご質問について回答させていただきます。有効期限というのは特にはなく、一度出した非農地証明の書類があれば、今でも法務局での地目変更手続きは可能かと思われませんが、今回の場合は■さんの手元に当時の証明書がないということです。非農地証明の再発行という手続きは、特に定められたものがなく、当時のものを再発行はできないので、改めて申請をし直して証明を出すというような流れになっております。よろしいでしょうか。</p>
3番委員	<p>付属資料にある非農地証明願ではだめなのか。</p>
事務局長	<p>これは願出書の方です。</p>
議長	<p>よろしいですか。</p>
3番委員	<p>はい。許可が出た証明書がないとだめということですね。</p>
議長	<p>他に質疑はありますか。</p>
委員	<p>(質疑なし)</p>
議長	<p>質疑がないようですので、質疑を終わります。 続いて採決に入ります。 議案第11号について、原案のおり証明することに賛成の委員は起立願います。</p>
委員	<p>(全員起立)</p>

議長 起立全員であります。よって、議案第11号は原案のとおり証明することで決定しました。

○議案第12号

議長 続きまして、議案第12号「農用地利用集積等促進計画案に対する意見決定について」を議題といたします。

ここで、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、3番 酒井 和夫委員、10番 小林 峰子委員が退席となります。

(酒井委員、小林 峰子委員 退席)

議長 事務局の説明を求めます。

事務局 議案第12号「農用地利用集積等促進計画案に対する意見決定について」
次のとおり農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、町から意見の決定を求められたので、審議するものとする。

5ページをご覧ください。農用地利用集積等促進計画総括表、公告予定年月日 令和8年4月20日、利用権設定等の面積79,259.00平方メートル、令和8年中の累計711,653.25平方メートル。詳細は、6ページから8ページに記載の合計17件となります。お目通しをお願いいたします。以上です。

議長 以上で、事務局の説明を終わります。
それではただ今から2分間、審査をお願いします。

(審査)

議長 審査を終わります。
続いて推進委員の意見を求めます。意見はありませんか。

委員 (意見なし)

議長 意見がないようですので、次に質疑に入ります。質疑はありませんか。

委員 (質疑なし)

議長 質疑がないようですので、質疑を終わります。
続いて採決に入ります。
議案第12号について、原案に対し、意見なしとすることに賛成の委員は、起立願います。

委員 (全員起立)

議長 起立全員であります。よって、議案第12号は、意見なしと決定いたしました。
酒井 和夫委員、小林 峰子委員の入場をお願いいたします。

(酒井委員、小林 峰子委員 着席)

○議案第13号

議長 続きまして、議案第13号「農用地利用集積等促進計画作成の要請について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第13号「農用地利用集積等促進計画作成の要請について」
次のとおり農用地等の売渡し及び買受けの申出があったので、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定に基づき、農地中間管理機構に対し農用地利用集積等促進計画の作成を要請することについて審議するものとする。詳細は次の10ページに記載の1件となります。お目通しをお願いいたします。以上です。

議長 以上で、事務局の説明を終わります。
こちら1件ですので、審査を省略します。
推進委員の意見を求めます。意見はありませんか。

委員 (意見なし)

議長 意見がないようですので、次に質疑に入ります。質疑はありませんか。

委員 (質疑なし)

議長 質疑がないようですので、質疑を終わります。
続いて採決に入ります。
議案第13号について、原案のとおり要請することに賛成の委員は、起立願います。

委員 (全員起立)

議長 起立全員であります。よって、議案第13号は、原案のとおり要請することに決定いたしました。

○議案第14号

議長 続きまして、議案第14号「地域計画の変更に対する意見決定について」を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 議案第14号「地域計画の変更に対する意見決定について」
次のとおり地域計画の変更について意見を求められたので、その意見決定のため審議するものとする。

【議案第14号 地域計画の変更について説明】

議長 以上で、事務局の説明を終わります。
それではただ今から2分間、審査をお願いします。

(審査)

議長 それでは審査を終わります。
続いて推進委員の意見を求めます。意見はありませんか。

委員 (意見なし)

議長 意見がないようですので、次に質疑に入ります。質疑はありませんか。

委員 (質疑なし)

議長 質疑がないようなので、質疑を終わります。
続いて採決に入ります。
議案第14号について、原案に対して意見なしとすることで賛成の委員は起立願います。

委員 (全員起立)

議長 起立全員であります。よって、議案第14号は意見なしと決定いたしました。

○議案第15号

議長 続きまして、追加議案として上程されました議案第15号「最適化活動の目標の設定等について」を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局	議案第15号「最適化活動の目標の設定等について」 次のとおり、令和8年度における最適化活動の目標の設定等について審議するものとする。
事務局	【議案第15号 最適化活動の目標の設定等について説明】
議長	以上で、事務局の説明を終わります。 それではただ今から2分間、審査をお願いします。
	(審査)
議長	審査を終わります。 続いて推進委員の意見を求めます。意見はありませんか。
委員	(意見なし)
議長	意見がないようですので、次に質疑に入ります。質疑はありませんか。
4番委員	はい。
議長	4番、黒崎委員。
4番委員	4番、黒崎です。内容には賛同しますが、新規参入の促進の部分の中で、例えば、いちご部会、トマト部会、梨部会、たくさんいらっしゃると思うんですが、高齢により離農するというような方の意向も、部会を通して募っていただいて、新規参入の希望がある方とのマッチングを支援することも考えていただけると。 今回、議案9号の中の5番で出てきましたが、いちごを新規で始め、まっさらのところ施設借入をして建てますといった方も、そこまでの負担が軽減されるんじゃないかという気がするんですね。ある程度、収益が上がってくれば、施設の更新も自前でできると思うんですが、資材も高い中で、あまり負担がかからないよう新規参入していただければ、始まってよかったなって思いに繋がると思うんですよ。そこら辺のことを謳う文言・目標を作るのは勿論なんですが、そのために何をするかということを中心に考えた上で、目標を立てた方がいいんじゃないかと思うんですが、どうでしょうか。
議長	事務局。
事務局	はい。ご助言ありがとうございます。こちらですね、今後、農業委員会事務局だけでなく芳賀農業振興事務所ですとか同じ課内の農業振興係や町公社とも連携いたしまして、その辺りを明文化するような目標の方を設定させていただければと思います。 また本日、議案の方でも上がりました、いちごで新規参入される方はやはり農地だけでなく、住居とのマッチングということもありますので、空き家対策の方をしております町都市計画課とも連携させていただきたいと思います。ありがとうございます。
議長	よろしいですか。
4番委員	はい。
議長	他に質疑はありますか。
委員	(質疑なし)
議長	質疑がないようなので、質疑を終わります。 続いて採決に入ります。 議案第15号について、原案のとおり決定することに賛成の委員は起立願います。
委員	(全員起立)
議長	起立全員であります。よって、議案第15号は原案のとおり決定いたしました。

○報告第3号

議長

続きまして、報告第3号「農地法第18条の解約通知について」を報告いたします。事務局の朗読をお願いします。

事務局

報告第3号「農地法第18条の解約通知について」
次のとおり農地法第18条の規定に基づく、農地の賃貸借契約の解約通知があったので報告する。
詳細は、13ページから14ページまでに記載の合計6件となります。お目通しをお願いします。以上です。

議長

これで、今総会に付された案件の審議は、すべて終了しました。
これをもって、令和8年第3回芳賀町農業委員会総会を閉会いたします。おつかれさまでした。

(閉会午後2時50分)